

で協力要請があったと考えるのが自然ではないでしょうか。

したがって、小泉総理が堅持すると言ったから見守るなどということは、先ほど申し上げたように、市長としての現状認識が甘いと、今からでも遅くないわけです。抗議し、撤回を求めていくべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

また、アメリカの艦船の質問に対する市長答弁ですけれども、私が質問していることについて、市長は全く答弁されておられません。一体全体、市長は、アメリカの艦船の入港に関して、今後、入港を回避するのか、容認姿勢をとるのか、基本的な姿勢はどうなんですかということ私は問うているんです。それに対して、市長は、全く答弁されておられないので、その点について、再度、ご答弁を求めたいと思います。

1分しかありませんので、手短にお願いします。市長（伊藤一長君） 私の残り時間少なく質問されても非常に困るわけでございますけれども、第1点目ですけれども、非核三原則は国是であると、また、国会の決議等も行われているようでありますが、これをいわゆる法制化しなさいというのは長崎の声であります。それが第1点。それと、平和宣言でもそうでありますけれども、「核の傘」から日本は脱却すべきであると、そして、北東アジアを含む、いわゆるそういう非核地帯をつくるべきであるというのも長崎の声であると思います。

また、最後の問題につきまして、これは私は、今のブッシュ政権ではなくて、その前のブッシュ政権のいわゆるそれに対する発言を現在も、いわゆる改めておりませんので、この点は、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（松尾敬一君） 次は、4番渡辺敏勝議員。

〔渡辺敏勝君登壇〕

4番（渡辺敏勝君） 新風21の渡辺です。

質問通告に基づいて、順次、質問いたしますので、市長並びに理事者の明快な答弁を求めます。

まず、市長の政治姿勢について何点か見解を求めます。

1点目は、施政方針のあり方についてであります。

市長の1年間の方針を決める施政方針は、毎年

3月議会に示されますが、その内容はきめ細かく、余にも細部にわたっているため、施政方針を読み上げるだけでも約80分、つまり1時間20分かかっているのが現状で、テレビなどで見ている市民の皆さんにとっても、何が今年度の重要施策なのか、わかりづらい内容となっているのではないのでしょうか。つまり、長崎市が取り組む1年間の実施計画書になっているように思えてなりません。

私は、施政方針というのは、もっと大きな視点から長崎市の将来を見据えて方向性を示し、今年度はこれとこれを重点に取り組むといった具合に、もっと絞り込んだ施政方針にすべきと思いますが、市長の見解を求めます。

2点目は、市長が基本政策としている「オンリーワンのまちづくり」について何点か市長の姿勢をお尋ねします。

長崎市には、今までの歴史的経過から多くの史跡・文化財がありますが、この史跡・文化財は、これまでの歴史的価値が認められて国や県から指定を受けているはずですが、ところが、長崎ぶらぶら節で有名になった中の茶屋は清水崑さんのかっぱの絵の展示館に、4億7,000万円かけて修復した旧長崎税関下り松派出所はべっ甲工芸館に、また、レンガづくりの旧長崎英国領事館は野口彌太郎美術館にと、本来の歴史的な史跡・文化財に指定された歴史の展示がされてなく、非常に残念でなりません。

私は、清水崑さんのかっぱの絵とか野口彌太郎画伯の絵がだめだとは思いませんし、素晴らしいものだと思っています。しかし、なぜ歴史的価値が認められているこれらの史跡・文化財に展示するのでしょうか。中の茶屋には、長崎ぶらぶら節に関連する古賀十四郎さんの長崎学の資料や映画になった吉永小百合さんの写真パネルなど中の茶屋にまつわる資料を展示すべきです。旧長崎税関下り松派出所は、長崎市の外交貿易にかかわる当時の状況や課税の内容など、また、旧長崎英国領事館は、当時の外国領事館があった場所やトーマス・グラバーを中心にした英国とのつながりなど、もっと本来の史跡・文化財に見合った展示にすべきと思いますが、市長の見解を求めます。

次に、長崎独特の異国情緒を漂わせている南山手の玄関口にある中央消防署松が枝出張所の建て

替え計画について、市長のオンリーワンのまちづくりに対する考えをお聞かせください。この場所は、国指定の重要文化財旧香港上海銀行と同じ文化財の旧長崎税関下り松派出所の間にあり、長崎市が力を入れている伝統的建造物群保存地区内にあります。また、南山手地区の景観形成地区でもあり、港からの景観を向上するため、最近制定された内港地区景観形成地区にも入っています。

このように、伝統的建造物群保存地区にあり、景観形成地区でもあるこの場所は、グラバー園を中心にした南山手の玄関口で、20年先、30年先の長崎市の将来を展望したときに、果たして、この場所が消防の出張所がいいのでしょうか。私が3月議会の総務委員会で建て替えを決定した時期について聞いたところ、昨年2月の政策会議で決定したようですが、この場所の重要性の論議を、将来を踏まえて論議した結果なのかどうか疑問に思います。

そこで、松が枝出張所の実施設計を遅らせてでも、この場所を将来どう活用するのか真剣に検討をすべきと思いますが、市長の決意をお聞かせください。

3点目は、市民委員会のあり方について質問いたします。

市長は、今年度、20の新たな市民委員会を立ち上げ、市民との活発な対話を目指していますが、平成10年に17件しかなかった市民委員会が、今年度は38件にも及び、何々検討委員会とか何々協議会、何々懇話会など多岐にわたっています。これらの市民委員会から出された提言や意見、要望などは行政として尊重しなければなりません。厳しい市の財源を考えると、議会として時には尊重できないときもあります。私たち議員も市民の代表として参画し、限られた予算の中で長崎市の発展に向け努力を重ねていますが、委員会審議などで、理事者答弁の中には「ときどきの市民委員会でこのような結論をいただいておりますので」などと答弁の逃げに使ったりしています。

私は、何でもかんでも市民委員会を立ち上げ、市民委員会の結論を待っていたのでは、優秀な市の職員の英知が発揮される場が少なくなると思います。市民委員会は、あくまで意見を聞く場としての位置づけを明確にし、市民委員会の意見を聞

いた上で行政側が責任ある成案をまとめ、議会に提案し、執行の責任を負う。このルールづくりを確立し、市民委員会は本当に必要で重要なものに絞っていくべきものと思いますが、市長の考えをお示しください。

次に、斜面市街地の対策について2点質問します。

長崎市の民家の密集した斜面地に道路をつくり、斜面市街地の再生事業として最初に取り組んでいる十善寺地区は、この地区を3ブロックに分け、3年ピッチで1ブロックずつを完成させていく計画でしたが、私が現状を見た状況では、土地の買収は進んでいるようですが、肝心の道路の姿がまだ見えてきていません。先進地区である十善寺地区の整備された姿を早く見せることが、他の7地区での励みと推進につながると思います。平成10年度から事業を開始している十善寺地区の進捗状況と現段階での問題点や課題について、どのように対応しようとしているのか、お示しください。

2点目は、バス停から遠く離れた2地区で今年度から本格実施している乗合タクシーは、斜面地に住む高齢者や障害者に変喜ばれています。しかし、ミニバスや乗合タクシーを必要とする地区がまだ多くありますが、今後、どのような取り組みを考えているのか、お伺いいたします。

次に、市役所の昼休みの窓口業務の勤務時間について質問します。

長崎市は、住民サービスの一環として、昭和43年から昼休みの窓口業務を住民票などを発行する市民課で実施し、その後も市民サービスの向上を目指して、順次、昼休みの窓口業務を各課に拡大してきました。しかし、その職場において昼休みの窓口業務の勤務時間を時間外手当として支給しているようですが、いつからどのような経過でそういう実態になったのか、明らかにしてください。

本来、時間外手当は、所定内の勤務時間を終わった後、上司の命令で残業をすることによって支給されるものであり、昼休みの窓口業務の勤務時間に時間外手当が支給されるのは民間企業ではあり得ないことです。仮に、昼休みの勤務時間が時間外労働の対象になるとすれば、その人は昼休みも取らず、昼食は勤務時間中に食べていたことになりますが、その実態を詳しく示してください。

最後に、学校教育について2点質問します。

1点目は、学校における教育環境の整備についてお尋ねいたします。

長崎市は、少子化の進展で、学校の統廃合による新しい学校の建設が進められてきましたが、新しい学校での学習する環境は、それは立派なものであります。最近できた小学校では、図書室の床暖房、からくり時計、校舎側面のレリーフなど、ここまでしなくてもよいのではないかと思われるような環境設備もあります。一方、古い校舎の学校は、廊下のすき間や照明の照度不足など、同じ長崎市の生徒として余りにも格差があり過ぎるのではないかと思います。校舎の維持補修費も減少済みの中で、古い小学校では、今年度でやっと蛍光灯が増設され、照度不足が解消されつつありますが、せめて小学校の学習環境をもっと積極的に進めるべきと思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

最後に、体験学習の充実について見解を求めます。

4月から学校週5日制がスタートし、土曜日の過ごし方についていろんな方策が考えられますが、特に、小学校の生徒については、いろんな体験学習の場が必要だと思います。

そこで、教育委員会として、体験学習の場をどれくらい把握し、学校に提供しているのか。

また、小学校単位に設置される学校週5日制推進会議との連携などをどのようにとろうとしているのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは自席から再質問をさせていただきたいと思います。

=（降壇）=

副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 渡辺敏勝議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、私の政治姿勢についての第1点の施政方針のあり方についてお答えいたしたいと思います。

施政方針につきましては、新年度の予算案を初め諸議案の審議をお願いするに先立ちまして、市政運営に対する私の所見を3月議会で述べさせていただいているところでございます。

この所見を表明するに当たっては、議会及び市

民の皆様方にわかりやすいものにするために、私どもも苦勞を大分重ねておりまして、第三次総合計画に今年度沿った形で、政策ごとに、テーマごとに構成をいたしております。また、表現につきましては、市役所内部で使用している専門用語、あるいはカタカナ用語を可能な限り使用しないことなどによりまして、わかりやすい表現に私どもも努めているところでございます。

施政方針は、方向性を示すべきものであるということとは当然のことですが、その構成、内容、方法等につきまして、市民の皆様方にわかりやすい施政方針にするために、具体的な形で表現させていただくように、私どもも頑張っているところでございます。

特に、ケーブルテレビ等でも放映されておりますので、確かに渡辺議員のおっしゃるように、時間が長過ぎるではないか、もっと要点を絞ってやったらいいではないかというご指摘も私もわかります。あれでも、まだ大分要点を絞った方でございまして、なかなか、と申し上げますのは、これは確かにしゃべる方も大変ですけれども、聞く皆さん方も80分を超えましたら、90分近くになりましたら、大変なことだということは私も十分に理解ができます。それでも各部局別に、そして第三次総合計画に沿った形で、しかも、テーマごとに的をずっと絞り込んでいっても、最大限絞りましても、やはり私どもの範囲内では、あの程度までが限界なのかなという感じが率直なところしております。

つきましては、私自身の経験で大変恐縮でございますが、議員の皆さん方も傍聴の方々もお気づきの方もいらっしゃると思いますけれども、市の場合は、そうなんですけれども、県の場合には、実は毎議会ごとに施政方針がっております。長崎市の場合は、1年分を3月議会でするから、かなり、そのやり方とか手法とか構成内容に無理があるのでありまして、場合によっては、毎議会ごとの冒頭に施政方針をしなさいということも、一つの方策ではないのかなと、私がこういうことを申し上げて大変恐縮ですけれども、私が知る所によりまして、県の場合は、たしか冒頭に県知事が施政方針をされまして、毎議会終わるごとに今度は、その議会を振り返っての反省といひます

か、お礼もするという、そういう一つのパターンがどうも形式化しているようでありまして、それがベストだとは私も思いませんが、そういうことも含めて、問題は、議会の皆さん方、傍聴者の方々、テレビで見られるの方々、そういう方々が市の運営に対して、議会のあり方に対して、親しみが持てるような形にするために、どうすればいいのかなということでございますので、私どもも知恵を絞らせていただきますので、ぜひ、よろしかったら、あつかましくございますが、議会の方もひとつお考えいただければありがたいというふうに思います。システムの問題でございますので、よろしく願いさせていただきたいというふうに思います。

次に、第2点目のオンリーワンのまちづくりにつきましてお答えさせていただきたいというふうに思います。

平成7年5月の私の市長就任以来、「オンリーワンのまちづくり」を基本政策といたしまして、「核兵器廃絶元年」あるいは「まちづくり元年」「出島復元元年」という言葉で、その方針をあらわし、平和行政とまちづくりを車の両輪として今日まで市政の運営に当たらせていただきました。

長崎市は開港以来、海外に開かれた国際交流都市として、他都市に類をみない文化的、歴史的な個性のあるまちとして発展をしまっておりま。長崎市のまちづくりを考える場合に、一つには、この歴史と伝統に培われた長崎のまちを保存・継承していくということ、そのことを踏まえて新しい長崎を創造するということが、オンリーワンのまちづくりに取り組む上で最も重要なことであると考えております。

まず、文化財の保存活用についてでございますが、文化財保護の第1の目的は、文化財を後世に継承していくことでございます。継承していく中で、文化財を広く市民に公開することも目的の一つとなっております。その中で、建造物の活用につきましては、創建当初の形態で活用するのが市民の皆様方にもわかりやすいと考えておりますが、別の見方といたしまして、建造物としての本来の保存を図りながら、この建物を利用いたしまして文化あるいは観光振興等に効果的に活用していくことも一つの方策ではなからうかというふうに考

えております。

したがいまして、文化財をこのように多様に活用することで、新たな長崎を創造することにつながるのではないかと考えております。

そこで、中の茶屋では、昨年11月から長崎出身の清水崑画伯の展示館及び市民が利用できる茶室・和室として活用させていただいております。また、旧長崎税関下り松派出所につきましては、本年4月10日にべっ甲工芸館としてオープンさせていただいております。また、旧長崎英国領事館につきましては、平成5年4月より野口彌太郎記念美術館として活用を図っているところであります。これらの活用につきましては、さまざまな検討を行って決定している経過がございます。文化財をこのように活用することは、長崎市の歴史を継承するとともに、絵画等を展示することで文化財に付加価値を加え、ひいては文化振興、観光振興に寄与していくのではないかとというふうに考えております。

文化財を活用するに当たりましては、文化財の持つ特徴あるいは歴史性等を失われないように慎重に検討を行い、活用を図ってまいります。今後、文化財の活用につきましては、保存・継承していくことを踏まえながら、文化的、観光的側面からも、新しい長崎を創造できるように取り組んでいく所存でございます。

次に、市民委員会のあり方についてお答えをいたしたいと思います。

長崎市第三次総合計画におきましても、パートナーシップ型行政の確立ということで、計画立案の段階から市民の合意形成あるいは意見調整を行い、それを行政の意思決定に反映させる直接参加型行政の実現に努めることとしております。このことは、行政のテーマごとに、より広範な立場から各界各層の意見を聞く必要がある場合やより中立的、専門的にご意見を聴取する必要がある場合に、市民委員会を設置させていただき、その課題について多種多様なご意見をいただきながら、行政内部でその内容を精査、検討を行った上で、市長の判断という形で市議会の方に議案としてお諮りさせていただき、最終決定の手続きを踏まえさせていただいているという経緯がございます。

これまでも、いろいろな課題に対し、さまざま

なご意見をいただく中で最良の判断をすることができましたし、政策目標等の推進にもつながっているのではなからうかというふうを考えておりますので、ぜひご理解を賜りますように、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思ひます。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思ひます。＝（降壇）＝
消防局長（吉原昭信君） 中央消防署松が枝出張所建て替えについてお答えします。

松が枝出張所の建築場所について検討したのか、あるいは再検討の余地はないのかとのご質問でございますが、消防署及び消防出張所の配置につきましては、従来から管内の建築物の状況や道路及び地理・地形等を総合的に判断をし、配置しているところでございます。

ご質問の松が枝出張所につきましては、松が枝・大浦地区の管内状況を考慮し、防災上、必要不可欠な拠点施設として位置づけしているところでございます。当出張所は、昭和38年に建築され、既に39年が経過しており老朽化が進んでいるとともに、職員の勤務環境も良好とはいえない状況から、さきの市議会定例会におきまして、現在地建て替えのご承認をいただいたわけでございます。その計画の過程におきまして、現在地を含め周辺の数箇所について検討をしております。

その結果、現在地が幹線道路に面しており、スムーズな緊急出動が確保できるとともに、周辺地区が高台地まで木造住宅が建ち並ぶ密集地域であり、あわせて重要文化財施設の火災等からの保護など総合的に判断し、現在地に建て替えることで政策決定をいただいたところでありますので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。

また、建て替えの時期につきましても、庁舎の現状等を考慮いたしまして、できるだけ早い時期に建て替える必要があるものと考えております。

なお、建て替えに際しましては、庁舎外観について関係部局と十分に協議し、周囲の景観を損なわないような消防庁舎の建築に努めていく所存でございます。

よろしくお願ひします。

都市建設部長（坂本昭雄君） 十善寺地区の斜面

市街地再生事業の進捗状況と課題についてお答えをいたします。

十善寺地区につきましては、平成6年に大臣承認を得まして約22.7ヘクタールを整備促進区域と決めました。区域内に稲田町地区の1.34ヘクタール、中新町地区の1.56ヘクタールの2ブロックを重点整備地区として位置づけております。そのうち、稲田町地区におきましては、平成15年度を完成目標に生活道路・公園の整備、受け皿住宅であるコミュニティ住宅の建設や借り上げ及び民間の老朽住宅の建て替えを目的とする斜面市街地再生事業を進めているところでございます。

平成13年度末までの進捗でございますが、生活道路は、延長330メートルのうち約60%の用地と影響家屋約80戸のうち約50戸を既に取得しております。そのうち、約70メートルの生活道路の整備を完了いたしているところでございます。また、コミュニティ住宅20戸とあわせて集会所の整備の完了を行い、児童遊園緑地として3カ所の用地を約500平方メートルを既に買収いたしているところでございます。そのほか、関係地権者10名の方々により、一体的に建て替えを検討するための共同建て替えの検討を開始する調印を行っているところでございます。

なお、稲田町地区の進捗率は、全体といたしまして44%でございます。

中新町地区につきましては、平成16年から平成19年を事業期間として、今後、住民の方々との意見交換を行いながら、事業計画を作成し、事業を鋭意進めてまいりたいと考えております。しかしながら、まちづくりを進めるには多くの課題や問題を抱えております。特に、事業予定地の地権者の協力、代替用地の確保、共同建て替えの合意形成の難しさ、あるいは関係地権者の従前資産が非常に少ない、さらには高齢の方々が多いため、住宅の更新意欲が非常に低いなどといった問題がございます。対策といたしましては、地権者に対しましては、今後とも早期の理解を得るため、話し合いを強力に進めること、共同建て替えの合意形成につきましては、懇談会や個別の聞き取りを行い、十分に把握することで早期に事業参画の合意形成を図れるよう努力を重ねること。また、建て替えの資金が十分でない方につきましては、コミュ

ニティ住宅も含めまして、住み替えの方法を一緒に考えて進めていきたいと思います。

現在、十善寺地区のほか7地区で斜面市街地再生事業を進めておりますが、私どもも十善寺地区を重点的に進め、早く完成させモデル地区として示すことで、他の地区も推進できるものと考えているところでございます。

また、平成14年3月議会におきましても、このような考えで長崎市斜面市街地の整備促進に関する条例の承認をいただき、その基本理念は、斜面市街地の生活環境の整備推進に当たり、市、市民及び事業者の信頼・理解のもと協働によりまちづくりを行うこととしており、斜面市街地整備に関し、住民のまちづくりの意識の高揚を図り、住民全体によるまちづくりを目指し、住民生活に密着したきめ細かい整備の推進を行うことを基本的に考えているところでございます。

全体的な斜面市街地におきましても、このような考え方をもとに、民間の方々にも積極的に事業に参画いただき、住民主体のまちづくりを今後とも全力を挙げて推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

都市計画部長（松本紘明君） ミニバス・乗合タクシーの現状と今後の取り組みでございますが、バス空白地帯の解消に当たりましては、小型バスも含めた乗合バスによる運行を基本とし、道路整備、採算性の確保等の諸条件が整った路線につきましては、バスの乗り入れの実現に向け、バス事業者へ働きかけて努力しているところでございます。

今後引き続き、乗合バスの路線延長に向け、バス事業者と協議をしましてまいりたいと考えております。

一方、現状の道路幅員では小型バスでさえ乗り入れができないバス空白地帯も多数存在しており、このようなバス空白地帯を解消する輸送手段としては、乗合タクシーによる運行を目指すことといたしております。

そこで、本市の代表的なバス空白地帯であります丸善団地地区、矢の平・伊良林地区の2地区におきまして、昨年度、乗合タクシーによる試行実

験を実施いたしました。その結果、利用者からの評判もよく、地域住民の生活の足として利便性の向上に一定寄与できるものと判断されましたので、一部、運行内容の見直しを図り、本年4月8日より本格的に運行しているところでございます。

なお、乗合タクシーの運行開始から5月末までの利用状況でございますが、丸善団地地区が1日当たり182人、1便当たり4.1人、矢の平・伊良林地区が1日当たり190人、1便当たり4.3人となっており、おおむね採算ラインを維持していただいております。

今後も、地域住民の生活の足の確保、さらには公共交通機関の利用促進を図るため、乗合タクシーの導入に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

総務部長（岡田慎二君） 昼休みの窓口業務の勤務時間についてお答えしたいと思います。ご承知のように、労働基準法におきましては、労働時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩を与えなければならないという規定がございます。

私どもの通常勤務の職場の場合には、午後0時15分から午後1時までを休憩時間として定めております。

議員ご指摘の昼休みの窓口業務につきましては、昭和43年4月から市民サービスの向上を目的として、市民課において導入されまして、その後、他の職場にも逐次、拡大されていったものでございます。

現行における昼休み窓口勤務の場合の勤務時間の取り扱いといたしましては2通りございまして、1つは、休憩時間を13時以降の時間に割り振り、本来の休憩時間の時間帯を正規の勤務時間として勤務しているケース、もう一つは、休憩時間、これは45分ですけれども、これを時間外勤務として取り扱い、時間外手当を支給しているケースでございます。

時間外勤務手当を支給している例といたしましては、現在、市民課や各支所など20の職場において約70人の職員が勤務している状況でございます。これは1つには、所属の体制等によっては、休憩時間の割り振りを変更することにより事務に支障

を来すおそれがあること。それから、13時以降に庁舎内外で自由に休憩することによって、市民の誤解を受けるおそれがあること。3番目には、休憩室等を設けることが望ましいものの、現行の庁舎スペースでは、そのような場所の確保が困難であること等の理由により、やむを得ず時間外手当での対応を行っているものでございます。

この時間外勤務手当の対応についてでございますけれども、いつからかということにつきましては明確でございませんが、少なくとも、昭和50年代の前半からは、そのような取り扱いが行われてきたというふうなことを聞いております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、結果として、休憩時間を与えないということにつきましては、労働基準法上も問題があるという認識をしております。今後、早急に是正に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 学校教育についてお答えいたします。

まず1点目の学校教育環境の整備促進でございますが、確かに近年の新設校は、特色ある施設づくりとなっております。これは子どもたちが楽しく遊び学べる環境づくりを目指すとともに、地域の特色も生かしながら建設したものでございます。新設校につきましては、これまでとは違い、雨水利用施設、太陽光発電システム等環境に配慮した施設づくりも推進しているところでございます。

一方、既設校につきましては、ご指摘の新旧格差是正のためにも、補助・起債等を活用した大規模改造事業により、屋上防水・外壁改修・内部改修を年次的に実施しているところでもございます。また、大規模改造事業の基準に該当しないものにつきましても、老朽度合い等を考慮しながら、諸工事・整地工事等により、順次、その整備を行っているところでございます。

さらに、平成12年度からは、教育基金を活用した校舎リフレッシュ事業により、蛍光灯取り替えや床・壁の補修を実施しているところでもございます。そのほか小修繕等により学校現場からの要望にも可能な限り対応しているところでございます。

今後とも、子どもたちが安全で快適な学校生活

を送れるよう補助・起債事業の事業費枠拡大に向けて、国・県に要望していくとともに、単独事業の拡大につきましても努力し、予算の効率的活用を図りながら、新設校との格差是正に努め、学校教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の体験学習の充実についてでございます。

体験学習につきましては、子どもの社会性や豊かな人間性などをはぐくむ観点から、地域や学校において、これからもさらに充実させていく必要があると認識をいたしております。

そこで、地域での体験学習を充実させていくために、今年の3月までに、市内すべての小中学校に、学校に事務局を置く学校週5日制推進会議を設置しております。ここでは、学校・家庭・地域社会におけるそれぞれの役割と連携のあり方について協議したり、地域での多様な体験活動等の企画、調整を行い、その推進を図っているところであります。活動内容につきましては、ドロリンピック、蛍観賞会、囲碁教室、ウォーキング大会などが、現在、既に実施をされたところでございます。子どもたちはもとより、保護者、地域の方々、教職員も多数参加をしておの実施であります。さらに、これからペーロン体験等の伝統行事への参加や図書館での読み聞かせ活動など、さまざまな活動が計画をされているところでございます。

次に、学校での体験学習の充実でございますが、子どもたちが体験学習を進めるに当たっては、教職員のかかわりが大変重要になってくると考えております。そのために、日吉青年の家で野外教育指導者研修会を実施いたしております。その他、初任者研修でも、昨年度から3泊4日の野外体験活動を取り入れ、野外体験学習を指導できる教職員の育成に努めております。さらに、今年度新たな教職員研修として、体験活動研修を実施するよう、現在、計画をいたしております。また、総合的な学習の時間などに対応するため、事前に教職員が研修をし、その後、子どもたちが体験学習を行えるような学習計画を立てるよう指導もいたしております。

今後とも、子どもたちの体験学習の充実のために、研修と指導の充実を図ってまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

4番（渡辺敏勝君） まず、昼休みの窓口業務の関係で、ちょっと確認をしたいと思いますが、昭和43年から市民課窓口を実施をされたと、そして残業手当は、よくわからないけれども、昭和50年代の前半から支給をしておると、こういう答弁だったんですが、そういう覚書とか協定書とか、昭和43年から昼休みは開きますよという、市民課ですね、そのときの協定書というんですか、そういうやつとか残業手当を払いますよという覚書とか、そういう書類はないんですか。

まず、ここを1点。

総務部長（岡田慎二君） 確認いたしました、ございませんでした。

4番（渡辺敏勝君） 普通、そういう勤務時間の変更というのは、ぴしっと、やはり書類で交わしてすべきですね。民間では、ぴしゃっとそういうことをしているはずですよ。

そうしたらですね、70人の内訳で、担当部長に、ちょっとお尋ねしたいんですけども、財政部で3課、市民生活部で各支所を入れて14、福祉保健部で5課、原爆被爆対策部で2課、病院管理部で2課、下水道部で1課、教育委員会で1課、水道局で2課、ここで、昼休みに、要するに残業手当を支給されている実態があるようでございますが、本当は、各担当理事者に全部聞きたいんですけども、代表いたしまして、市民生活部長、あなたのところが一番多いわけですので、今の現状について、部長は、この市の条例では、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条、任命権者は、ちゃんと1日の勤務時間が6時間を超える場合において45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間をそれぞれ与えんばいかと、こういう条例があるんですが、こういう条例違反の認識があったのかどうか。

それから、現に、そういう人たちに残業手当が支給されているのを知っていたのかどうか。

それから、現実に1時から、要するに昼休みは仕事しますね、昼休みの窓口が終わった人は、1時からどのような行動をとっているのか、具体的にちょっと教えてください。

市民生活部長（妹尾芳郎君） 渡辺議員の再質問

にお答えをいたします。

現状を申し上げますと、私ども市民生活部の昼休みの窓口業務を取り扱う所管といたしましては、4つの課、それから、2つの外の施設並びに11の支所がございます。このうち、1つの課と2つの施設におきましては、職員のローテーションで窓口業務の対応をいたしております。そのほかの3課・11支所におきましては、毎日平均しまして41人の職員が昼休みの窓口業務に従事しており、これに対して、時間外勤務手当により対応してきているところが現状でございます。

ご指摘のとおり、昼休みの窓口業務を行わせる職員に対して、休憩時間を取らせなければならないということは、私も認識しているところでございますけれども、先ほど総務部長が申し上げましたように、幾つかの事情によりまして、業務に当たらざるを得ないということで、今日までやむを得ず時間外勤務によって対応してきたところでございます。

それから、手当は当然、支給をしていたということでございまして、ご指摘のように、手当は支給しながら、昼食の時間は最小限与えていたというのも現状でございます。

ご指摘がございましたので、労働基準法上の問題もございまして、ということで、市民サービスに低下を来さないことを条件に、休憩時間の割り振りの変更等を総務部を中心としまして、関係部局を交えまして早急に対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

4番（渡辺敏勝君） ここにおける議員の皆さんも市民の皆さんも、昼休みにそれだけ窓口業務をしている人は、シフトして1時から45分休みよるとみんな思っておったはずですよ。ところが、残業手当を支払っているというのがわかりまして、部長、もう一遍ちょっと教えてください。1時から上がった人は、最小限の昼食時間を与えて、あとは職場復帰をさせたわけですね。そういうことで理解していいんですか。

そしたら、例えば市民課の窓口なんか女性が多いですたいね。職場の横の机で飯ば食うわけにはいかんでしょう。昼食をとるのに、地下の食堂に行って、何ばすつかねといって注文して、くると

を待って、食べて終わって、そして女性やったら、口紅でもぬりながら、もう一遍、職場戻ってくるとは、最低30分ぐらいかかるっちなかですか。それに45分の残業手当をやったと、今、部長が言いますように、条例違反は認識をしとったでしょう。昼休みは与えていない。残業手当をやったのは知った。そして、国の法律の違反ですよ、条例の違反ですよ。これは知って、なぜ直そうとしなかったんですか。ほかの部長もそうなんですけれども、もし、昼休みを自分が与えていなかったら、なぜ、その場でおかしいと感じらんとですか。どうなんです、そこ、ちょっと見解を教えてください。

総務部長（岡田慎二君） 具体的に、市民生活部長にお聞きですが、ぜひ私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、確かに、労基上の問題は、私自身認識しております。ただ、過去からの経過の中で、当然、昼休みに勤務をさせますと、1時から休憩ということは、これは当然のことです。そういうことで、そういうやりくりができるところは、現在でも、ほかの所属で7所属21名の部分では、そういうことを現在いたしております。それが私も基本だと思えます。

ただ、この昭和43年からこれを始めた後、逐次、広がっていったわけですが、そのときに1時から休める場所をぜひ確保してほしいということも当時ございました。私どもとしては、庁舎のスペースが非常に厳しいということもございまして、そこらあたりが確保できないということもございまして。

もう一つは、そうすると、各自が外に出ていくということになりますと、これはまた逆に、市民の方から昼から何をしているのかということもございました。

そういうことも含めて、あとは人的な体制で、例えばいろいろな所属でございますけれども、市民課の場合ですと、昼休みに15名の職員が窓口についております。そういうことの中から、私どもとしては、休憩時間をどうしても与えきらないという現実の中で、組合の方からは、当時から正規のびしとした形で、労働基準法どおり勤務時間を与えるべきだという考え方が随分出されましたけれども、現実的な対応として、私どもは問題を残

しながらも、どうしてもない部分については手当で措置してきたという経過でございますので、その辺では、私どもも安易に時間外を支給したということではございませんが、ただ、ご指摘のように、労働基準法上、極めて違反があるという指摘は非常に私自身重いというふうに思っておりますので、早急に、これは休憩所の確保も含めて、私どもとしては是正をしたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。4番（渡辺敏勝君） 現状がそうだったから、要するに、市民から1時以降にぶらぶらしよれば遊んどっちなかとかとか、いろいろ答弁がきておりますけれども、やはり1時から休む人は名札をちゃんと自分の机に置いて、それから場所がないなら、各部で会議室をとって、「ここは昼休みに業務した人の昼食場所です。1時から1時45分までは会議はやめてください」と、そういう取り決めをすれば、場所だっていっぱいあるではないですか。そういうことを含めてですね、やはり私たちは、民間の人たちは一生懸命汗流して税金を納めておるんですよ。そういう気持ちです、管理者も管理者、しかし、働く人も働く人、これだけ飯を食うて、残業時間もろうてよかとかと思わんやっただかというのが腹の立つとですたい。それで、やはり雪印食品のですね、ああいう事態になったんですが、やはり企業のモラル、公務員のモラルがないと思うんですよ、私は。徹底的に、この辺は管理職、それから職員を含めて、もう一度、自分たちはどうあるべきかと、市の行政の一員としてどうあるべきかと、こういうことをきちっと早急に対応していただきたいと思えます。

今回の問題点は、1つは、昼休みを与えてなかった、2つ目には、時間中に昼飯を食った、3つ目には、そういう取り決めは何もなかった。こういうぶざまなことですから、ぜひ、これは各部にまたがっていますので、市長、内田事務助役が先頭になって、もっとほかにも、そがんこと自分たちはよかごとしよつことあっちなかかと、私は思うですよ、率直に。

ですから、早急に内田事務助役を先頭にして、そういったところの条例に照らし合わせて、びしと早く対処法を出してくださいよ。そうでないと、おかしいですよ。市民の人たちが書類とか何とか、

これは条例で決まっておりますけれども、すぐ言うくせあってね、自分たちは平気でやぶつとるですわい。ですから、これはちょっと、あと市長、見解があったらお願いいたします。

それから、2点目は、市長、オンリーワンのまちづくりについて、今の消防局長の方から答弁いただいたのは、これは総務委員会で大分、私も論議した結果ですから、消防署の立場はわかるんですよ。あそこの場所にあるから建て替えるのは当たり前です。ここが旧香港上海銀行としたら、ここが下り松派出所でしょう。2つの国の重要文化財のこの真ん中にあるわけですから。

今の現状は、どういうことかといいますと、松が枝の駐車場から修学旅行生が渡っですね、歩道橋を。旧香港上海銀行のこの横のガソリンスタンドの歩道はたったの80センチメートルぐらいしかないんですよ、歩道が。そしたら、はみ出してあっちの方に行きよつとね、グラバー園の方に。この下り松派出所の横は広いですから、車いすとか何とか全部、こっちから、こう行っていますね、ぐるっと回っているんですよ。ここは市有地でしょう。市の駐車場がありますね。

そしたら、やはりこの場所が市有地ですから、長崎市として、やはり20年、30年先のこの南山手、これから南山手の玄関ですから、ここをどう活用するかというのは、オンリーワンのまちづくりをする市長がもう少し真剣に考えてもらいたいと思います。私は、新戸町ですから夜に通るでしょう。ライトアップしとつとですよ、国の重要文化財ですから。真ん中に消防署が浮かんだらいい。

私は、総務委員会の中でも言ったんですが、確かに消防署といったら、この大きな広いところに面したところにある。これが一番いいんですよ、ここに建て替えるのが。しかし、民間建て替え住宅の先に民有地もありますし、宝酒造の跡地は県有地になっておりますが、そこは遊んどるわけですよ。499号に面した100メートルぐらい離れたところに、そういう場所を検討したのかと総務委員会で言うたら、検討しとらんというわけですわい、その場所までは。

ですから、私は、昼間行けば、ときどきは使ったホースを干しているんですよ、ここに。現状そ

うなんですよ。そうしたら、ここは南山手の玄関口ですから、ここに歩道を広くとつてやる。四海楼さんの横の壁は瓦を使うて、龍の壁、要するにエキゾチックにしているんですよ。そこの横が、もう少し玄関口を、ここを通過して南山手、異国情緒長崎というのを、この入り口をつくるべきですよ。私は、そう思っているんですよ。そうでないと、ここに消防署が建て替えをして、今度は、消防車と救急車も入れる予定にしていますね、計画では2階建てですよ。そしたら、建てしもうたら40年間はここに消防署があるんですよ、建てしもうたら。

長崎市の都市景観条例では、公的施設がこの形成の先導的役割を果たせと、この条例の長崎市都市景観関係例規集にですね、公的施設がそういう景観の先導的役割を果たさないとおるんですよ。読み上げてもいいんですけども、ちゃんと載っているんですよ。オンリーワンを標榜する市長が、ここは南山手の玄関口だから、100メートル先にでも機能は十分ですわい、100メートル先ぐらいですから。この辺の交渉した経過はない、総務委員会でちゃんと聞いております。

今、実施計画は認めただけですけども、本当に、この場所しか消防局の建て替えはないというならば、私も、それはしょうがないです。ほかのところも検討せずに、建てしまえば40年間、この消防署があるわけですから、今度は、消防車と救急車が表に面しておるわけでしょう。そうしたら、私は中国も行ったんですけども、上海バンドとか昔の大浦のバンドですね、平成15年度になれば出島バイパスが出てきます、市民病院の横から左に回れば、英国領事館前を通過してここに来るんですよ。「異国情緒たっぷりだな」という、この長崎のまちづくりが、市の消防局が重要文化財の間に、市有地があるのに、何でもう少し十分検討されんやつたとか。

昨年2月に、政策会議で、この建て替えが決定されたらと総務委員会で聞いておりますが、昨年2月の協議の中で、将来の長崎市の20年先、30年先を考えてですよ、この場所で本当にいいのかどうなのか。本当に協議した結果、こういう結果が出たのか、昨年2月の政策会議の中で、市長も入っておると思うんですけども、その辺の考

えと市長の意気込みを聞かせてください。

市長（伊藤一長君） 渡辺議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

長崎市消防署の松が枝出張所の件でございますが、私が記憶している範囲では、現在地建て替えということを最優先したということではなくて、あの場所の先に、実は小曾根町ですか、長崎職安の跡とか、それとか今、議員ご指摘のように、松が枝出張所を回りまして、四海楼の方に行きまして大浦の方に行くところに、市の消防分団とか、南部清掃事務所の前のところにある市有地ですかね。そういう幾つかの場所を検討した、たしか記憶が私がございます。そういうのを幾つか検討いたしましたけれども、やはり出入口の問題とか緊急性の問題とか、そういうものを考えたときには、どうしても最終的には、現在地建て替えしかないのかなというふうになった経過があるのではないかなというふうに記憶をしております。

それと、もう一つ、そのときにも、たしか申し上げたと思いますが、建て替えるんだったら、やはり議員ご指摘のとおり、両文化財に囲まれた、ある意味では、一等地の場所でございますので、やはりそれぞれ背後地が、しかも、四海楼も新しく建て替わったということも含めて、やはり周囲の景観に合わせたような形の消防出張所をつくった方がいいですよということ、たしか申し上げたというふうな記憶がございます。

いずれにいたしましても、オンリーワンのまちづくりというのに、そういうもののイメージを損なわないような形の新しい施設をつくるということは大事なことはないかなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

助役（内田進博君） 昼休みの窓口の対応の件について、私の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

市民サービスの向上を目的としてということとはいえ、今回、ご指摘を受けましたこの件につきましては、不適切な対応であったと私も反省をしているところでございます。

今後、休憩室の確保等の問題もございますが、早急に全部局をチェックし、改めることに全力を尽くしたいと存じますので、よろしく願いをしたいと思います。

4番（渡辺敏勝君） 市長、この消防署の場所が、さきに私が言った宝酒造の跡、この面積の敷地は100坪ぐらいですよ、調べたら、100坪の土地は先にあるんですよ。ここを買う値段よりも、ここを活用する値段の方が20年、30年、40年先を考えたら、40年間消防署があつてですよ。幾ら2階ばね、伝統的建造物群に似合うような建物にするかもしれないませんが、消防車と救急車を表に面しとるところに、すぐ出るようにしとかんばいかわけでしょうが。それでは、やはり重要文化財の間にある、私は、本当にこの場所が、どうしても、ここも交渉した結果、だめと言われたならしょうがないですよ。交渉もしたらんとに、もう一遍ですね、今の各部長クラスを入れて、本当にこの場所をどうしたらいいのかと、再度、もう一遍協議してもらいたいんですよ。そうした上で、どうしてもここしかないという結論になったら、それはしょうがないと思いますよ。

しかし、本当に南山手の玄関口、伝統的建造物群になって、仮に、これが民間の土地で、駐車場を前に出しますというたら、「それは覆いをしてください」と、多分、都市景観課か文化財課は言うはずですよ。公的施設が先導的役割を果たせとなっているんですよ、この都市景観条例に。それをわかっとして、こういうことをする。これは私は納得いかんです。

ですから、担当の文化財課、教育委員会、観光、それから、まちづくりを含めて、もう一遍、ちょっと検討してみてくださいよ。この場所の重要性を。

市長（伊藤一長君） 文化の発祥の地の大浦海岸でございますので、私も、渡辺議員さんがおっしゃる意味は十二分によくわかります。前面の道路の幅員とか、いろいろな問題を抱えながら、確かに、面積でもそんなに広くない今の場所なんです、松が枝の出張所もですね。そのことも議論いたしました。そういういろいろな問題を考えても、最終的には、現在地の建て替えしかないのかなと。問題は、やはりでき上がったときに、景観の、よく周りミスマッチを起こさないような形で、ちゃんとそういうのをするということで仕上げるということが大事ではないかなということも含めて、何せ、ほかの場所の場合は、道路の前面の幅が全然違うものですから、市の消防署の出張所ござ

いますので、ある程度の出入りがゆとりがあった、しかも、緊急的に発進できるという場所が望ましくございますので、そういうものを勘案した形で、恐らく3月議会に議案として出ささせていただいたのではなからうかなというふうに思いますので、ご趣旨はよくわかりますので、問題は、仕上げが、そういうのにたがわないような形の仕上げをさせていただきたいという形を私どもは鋭意頑張りたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

4番（渡辺敏勝君） 市長ですね、これは一番最初に私が言うた市長の政治姿勢の施政方針のあり方も含めて関連してくると思うんですけども、市長の施政方針の中に、あそこの松が枝の消防署を建て替えますと、施政方針で言っているわけですよ。だから、これはなかなか変えにくいかということもあるのではないかなと私は思います。

施政方針ですね、市長の施政方針は、こうします、こうしますと、「ます」ばかりですよ。本当は、方針は「たい」がなからんばいかんです。こうしたいと、そしたら少し余裕の幅があってくるですたい。市長の施政方針は「ます」ばかりです。施政方針は、やはり「たい」がなからんばいかん、こうしたい、ああしたい。それに向けて、みんなが知恵を出して、よりよいものをつくっていくわけですからね。

施政方針のあり方と関連すると思うんですけども、やはり私は、ここに建てるなら、今、市長が言うたとおりですよ。しかし、公的施設が、この形成の先導的役割をせるといって反しとるとですたい。私は、そうしか思えんとですよ。2階建てになれば、海が見えんごとなるし、そういうことは、もうやめますけれども、禍根の残らんと、私は要望しておきます。観光、文化財、まちづくりを含めて、もう一回、検討した結果やってください。

もう一つですね、市民委員会のあり方。昨日の新聞に、中央消防署の建て替え計画についてが新聞に載っております。議員の皆さんは、ほとんど知らんやっただろうと思うんですけども、市民委員会の中身が新聞でぱっと出てきました。私は、先ほど言いましたように、市民委員会には、

どうしたら中央消防署はいいかという、そういう意見の聞く場だけして、新聞を見たらスケジュールまで載っとるですたい。何年から、どうしてこうしたい、何階建てとか。そうではなくて、やはりそういう意見を聞いた上で、行政がこうしたいというのを議会に諮るのが筋でしょう。そういう市民委員会のあり方も、やはり私たちは、いきなり新聞見て、「中央消防署ばこがん建て替えるとね」と、率直な気持ちです。納得というか、何か、この市民委員会のあり方についてもです、何もかも聞くよりも、もう少ししつと意見を聞いて、行政がそれに基づいて成案をつくって議会に提案をすると、こういうルールづくりをしとってくださいよ。私は、強くちょっと要望しておきます。

それから、あと2分になりましたけれども、市長、やはり文化財は、私は、もう少し考慮していいのではないかな。例えば、ぶらぶら節のなかにし礼さんの原作の原稿の分だとか取り寄せればいっぱい資料は集まると思うんですよ。そういう資料を集めようとする姿勢の汗を流した跡が、私は見えんとですたい。この旧長崎税関下り松派出所の中もそう。展示する場所がなかったけん、とりあえず文化財のあそこのあいとるけん、あそこに展示すうかいと、簡単に考えとりやせんかと私は思うんですよ。もう少しですね、やはり本来の中身を、中の茶屋は、あれだけぶらぶら節で演劇もしとつとですから、全国から行ってみようという気になるんですよ。そしたら、もう少しですよ、ぶらぶら節にまつわることを本当の文化財の中身の活用をもっともっとすべきだと思いますので、その辺は、ぜひ検討していただきたいと思います。

あとですね、学校の関係ですが、学校教育の関係、やはり古い校舎の生徒たちは、非常に暗い中で、もう本当に新しい校舎と雲泥の差です。学校の先生たち、校長先生とか教頭先生に聞いてもです、ね、「予算のなかですけん、こんくらいしか言われんとですもんね」と言いよつとですよ。一遍、全部出させてみんですか、古か校舎に。どここしてもらいたいかな全部だせと。学校そのものが言うても一緒やけんといつて、学校そのものが、ここは雨漏りがひどかけん、ここばまず出そうと、こがんなっておりますので、ぜひ、子どもたちの

教育環境を積極的に進めていただくようよろしく
お願いします。

副議長（松尾敬一君） 本日の市政一般質問はこ
の程度にとどめ、次回の本会議は6月10日午前10

時から開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後2時32分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成14年8月2日

議 長 鳥 居 直 記

副 議 長 松 尾 敬 一

署名議員 陣 内 八 郎

署名議員 毎 熊 政 直